

注 文 書

- 1 契 約 番 号 物品第035号
- 2 契 約 名 生化学・免疫統合分析装置購入
- 3 納 入 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目 8 番 1 号
- 4 納 入 期 限 令和 6年 3月22日
- 5 別 添 書 類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

仕様書

1. 契約名 生化学・免疫統合分析装置購入

2. 品名及び数量

		品名	数量
		生化学・免疫統合分析装置	一式
内 訳	1	臨床化学自動分析装置	5 台
	2	全自動化学発光免疫測定装置	3 台
	3	検体搬送装置	一式
	4	分析装置管理装置	2 台
	5	物品管理装置	3 台
	6	純水製造装置（臨床化学分析装置用）	3 台
	7	全自動血液凝固測定装置	2 台
	8	多項目自動血球分析装置	4 台
	9	塗抹標本作成装置	2 台
	10	検体保管装置	1 台
	11	検体並び替え装置	1 台
	12	バーコードターミナル	1 台
	13	試薬調整装置	2 台
	14	純水製造装置（全自動血液凝固測定装置，多項目自動血球分析装置用）	2 台

3. 納入場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目 8 番 1 号

4. 納入期限 令和 6 年 3 月 22 日

5. 調達品必要要件

調達品については、次の必要要件を満たすことを条件とする。また、例示製品以外の同等品による入札の場合は、別紙「物品調達の入札における同等品の取扱いについて」に基づき、必ず入札前に同等品の確認を受けること。

(1) 生化学・免疫統合分析装置

ア 臨床化学自動分析装置

生体より採取した検体と試薬を混合し、反応混合物の吸光度測定および電解質測定により生体内化学物質の分析を行う機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 装置は、試薬ピペッティング方式のランダムアクセス装置であること。
- (イ) 検体処理能力は、比色 900 テスト、電解質 600 テスト／時間以上であること。
- (ウ) 電極は、一体型マルチイオンセンサを採用し、血清及び尿中の Na, K, Cl が測定可能であること。
- (エ) 150 検体以上架設可能であること。
- (オ) 検体容器は、サンプルカップ及び採血管が混在可能であること。
- (カ) 同時試薬搭載数は、1 台につき 70 項目以上であること。
- (キ) 試薬容器は、専用試薬容器であること。
- (ク) 測定を中断することなく試薬・消耗品の追加・交換が可能であること。
- (ケ) 反応容器は一体成型硬質ガラス製で、定期交換の必要がなく使用可能であること。
- (コ) 恒温方式はウォーターバス式であること。
- (サ) 下記ウ 検体搬送装置との接続が可能であること。
- (シ) 既存の検体検査システム（シスメックス CNA（株）製 CNA-net）（以下、LIS という）と接続が可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	キヤノンメディカルシステムズ（株）製 臨床化学自動分析装置 TBA-nx360

イ 全自動化学発光免疫測定装置

標識として使用する化学発光物質から発せられる光の強度を測定することで、薬物、蛋白質又はホルモン等の体液中の物質を同定及び定量する機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 検体処理能力は、1 台につき最大 200 テスト／時以上であること。
- (イ) 同時試薬搭載数は、1 台につき 45 項目以上であること。
- (ウ) 測定原理は、化学発光免疫測定法（CLIA 法）であること。
- (エ) BNP・高感度トロポニン I・AFP・CEA・CA19-9・PSA・HBs 抗原定量・HBs 抗体・HBc 抗体・HCV 抗体・HIVAg/Ab・TPAb・TSH・FT3・FT4 は、結果報告時間の短縮と作業軽減を目的に同一機器で同時測定できること。
- (オ) HBs 抗原の測定は、初回検査で定量化が可能であること。
- (カ) 優先検体ポジションの数を変更可能であること。
- (キ) 測定開始時は、画面操作にてスタートボタンの押下を必要としないこと。
- (ク) 試薬サンプリング、検体サンプリングは、ディスプレイブルチップを必要としないプローブ方式であり、キャリアオーバーが 0.1ppm 以下であること。
- (ケ) 共通試薬のボトルキャップが正しい場所にしか架設できない構造となっており、人為的

- な架設ミス未然に防ぐ設計がなされていること。
- (コ) マルチコントロールの自動測定機能及び装置内の保冷機能を有していること。
- (サ) 検体ラックは6本以上であること。
- (シ) キャリブレーション及びコントロールは、使用前の事前調整を必要とする凍結乾燥品ではないこと。
- (ス) 測定を中断することなく、試薬・消耗品を追加・交換が可能であること。
- (セ) 臨床化学自動分析装置と連結し、連結型生化学免疫自動分析装置として下記ウ 検体搬送装置との接続が可能であること。
- (ソ) LIS と接続が可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	アボットジャパン（同） 全自動化学発光免疫測定装置 Alinity I

ウ 検体搬送装置

検体分析のために前処理を行う制御コンピュータを備えた自動化システムで開栓、子管作成、分注、分析装置への投入、検体収納、自動再検査、検体検索及び追加検査用検体取り出しなどを自動的に行う機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 本体は、1本搬送であること。
- (イ) 搬送部にレーンカバーが取り付けられていること。
- (ウ) ラインコントローラーは、以下の要件を満たしていること。
- 検体の流れをコントロール可能であること。
 - LIS からの情報に基づき、前処理工程及び搬送の制御が可能であること。
 - 検体検索機能（検体情報表示、処理状況等）、システム設定機能（分離剤長設定等）エラー情報機能（運用状態、エラー記録を表示）を有すること。
 - LIS から、仕、分け情報をリアルタイムで受信できること。
 - LIS へ検体到着情報・結果情報を送信できること。
 - LIS からの再検指示があれば、上記ア 臨床化学自動分析装置及びイ 全自動化学発光免疫測定装置への自動的な再搬送機能を有すること。
- (エ) 親検体搬入部は、以下の要件を満たしていること。
- 採血管はゴム栓に対応可能であること。
 - 検体のバーコードを自動で読み取り、検体の到着を確認可能であること。
 - バーコードの読み取りが行えなかった検体は、エラーエリアに搬出可能であること。
 - 緊急検体は、緊急エリアから搬入することにより優先的に搬入可能であること。
 - 同時架設数が最大50検体以上であること。
 - 処理能力300検体以上／時であること。
- (オ) 血餅検出部は、以下の要件を満たしていること。
- 血餅量を検知し、その情報はラインコントローラーを経由して分注ユニットへ伝送可能であること。

- b 血餅検出能力が300検体以上/時間であること。
- (カ) 親検体開栓部は、以下の要件を満たしていること。
 - a 検体の開栓は、自動で行えること。
 - b 開栓済検体は、開栓動作を行わず、次処理部へ進むこと。
 - c 開栓出来なかった検体は、開栓エラー検体として親搬出部のエラーエリアに搬出可能であること。
 - d 飛沫防止機構で開栓時のコンタミネーションを防止可能であること。
 - e 開栓能力が300検体以上/時間であること。
- (キ) 子検体容器供給部は、以下の要件を満たしていること。
 - a 子検体用容器（子管）をラベル発行部へ自動的に供給可能であること。
 - b 供給能力が400本以上/時間であること。
- (ク) 子検体ラベル発行部は、以下の要件を満たしていること。
 - a 親検体と同様のバーコードラベルを自動で子検体容器に貼付できること。
 - b 子検体容器を自動で整列させ、自動供給できる機能を有していること。
 - c 容器及びラベルがなくなった時はアラームなどで知らせる機能を有すること。
 - d ラベル発行は、400検体以上/時間であること。
- (ケ) 分注チップ供給部は、以下の要件を満たしていること。
 - a 分注部で使用する分注チップを自動的に分注部へ供給可能であること。
 - b チップ供給能力は、400本以上/時間であること。
- (コ) 分注部は、以下の要件を満たしていること。
 - a LISからの指示により、指定分注量をそれぞれの子管に分注可能であること。
 - b 検体分取中にフィブリン等のつまりとエアの吸い込みを検出可能であること。
 - c 飛沫防止機構で分注時のコンタミネーションを防止可能であること。
 - d 分注精度は、分注依頼量の3%以内、CV3%であること。（1：1分注 300 μ L分注時）
 - e 親検体の残血清量通知が可能であること。
- (サ) 検体搬出部は、以下の要件を満たしていること。
 - a 分注終了後の検体は分注部から出て、搬出エリアに搬出可能であること。
 - b LISからの指示により、処理済み検体を仕分け搬出可能であること。
 - c 分注エラー、開栓エラーとなった親検体は、エラーエリアに搬出されること。
 - d 検体は、用途別に指定ラックに収納可能であること。
- (シ) 分析装置接続部は、以下の要件を満たしていること。
 - a 上記ア 臨床化学自動分析装置及びイ 全自動化学発光免疫測定装置と接続可能であること。
 - b LISの指示に従い、測定依頼の検体のみを上記ア 臨床化学自動分析装置及びイ 全自動化学発光免疫測定装置へ搬送可能であり、同一自動分析機がある場合は振り分けが可能であること。
 - c 上記ア 臨床化学自動分析装置及びイ 全自動化学発光免疫測定装置の接続搬送レーンは、渋滞の検知可能であること。

d 渋滞を検知した場合は、ア 臨床化学自動分析装置及びイ 全自動化学発光免疫測定装置へ搬送せずに周回後、一時収納し、LIS の指示により、臨床化学自動分析装置及び全自動化学発光免疫測定装置へ搬送することができること。

(ス) 検体閉栓部は、以下の要件を満たしていること。

a 検体を栓で閉栓可能であること。

b 栓は自動で整列させることができ、自動供給が可能であること。

(セ) 検体開栓部は、以下の要件を満たしていること。

a 検体を開栓可能であること。

b 抜き取った栓は、指定の廃棄箱に廃棄可能であること。

(ソ) 検体保存部、以下の要件を満たしていること。

a 子検体は、冷蔵保存が可能であること。

b 2度～10度で保冷可能であり、温度設定は1度刻みであること。

c 5000以上の検体を収納可能であること。

d ラインコントローラーの指示で子検体を搬送レーンに再搬出可能であること。

e 検体検索機能を有していること。

(タ) LIS と接続が可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	(株) アイディエス製 検体搬送システム IDS-CLAS2800+X-1

エ 分析装置管理装置

検査結果の品質を最適化し、運用効率の改善と可視化を促進する機器であり、以下の要件を満たしていること。

(ア) Westgard マルチルールを用いて、QC 結果の注意・警告を表示し、QC チェックが可能であること。

(イ) 移動平均の確認画面を有すること。

(ウ) 作業日誌及び台帳の作成を自動化する機能を有すること。

(エ) 検体の測定結果を用いて、機種間差のレポートが作成可能であること。

(オ) 分析装置間の試薬・キャリブレーション・コントロールの残数情報の共有可能であること。

(カ) 閲覧用端末を備えており、以下の要件を満たしていること。

a ハードウェア容量は 2TB 以上であり、メモリは 32GB 以上であること。

b OS は Windows server2019 であり、Windows10 以上であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	アボットジャパン (同) 製 分析装置管理装置 AlinIQ AMS

オ 物品管理装置

物品の在庫管理をする機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 試薬の入庫，出庫，在庫状況を試薬バーコードを用いて管理可能であること。
- (イ) 試薬 Lot 及び使用期限を管理可能であること。
- (ウ) インターネット接続可能であること。
- (エ) 10 インチ以上のタブレット型端末及びワイヤレスバーコードリーダーを備えていること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	(株) VERIM 製 物品管理装置 RECO

カ 純水製造装置（臨床化学自動分析装置用）

水道水から純水を製造する機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 上記ア 臨床化学自動分析装置へ給水及び接続が可能であること。
- (イ) 造水能力は 100L/時間以上，内蔵 20L タンクを有しており，別置きで 200L タンクを備えていること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	オルガノ（株）製 純水製造装置 PR-0100SG-001

キ 全自動血液凝固測定装置

多量検体を凝固法，合成基質法，免疫比濁法及び凝集法により高精度で迅速に測定する機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 最大 450 テスト/時間以上，APTT または PT の測定が可能であること。
- (イ) 同時測定項目数は，最大 60 項目以上であること。
- (ウ) 凝固法の検出方式は，透過光検出方式であること。
- (エ) VWF:RCO 等の凝集法項目が 1 台で測定できること。
- (オ) 測定時に使用する波長として，5 波長以上を有すること。
- (カ) 全自動でクロスミキシングテストが可能であること。
- (キ) 試薬保冷庫内で試薬バーコードの自動読み取りが可能であること。
- (ク) 光源にハロゲンランプを使用していないこと。
- (ケ) 凝固の測定項目は，PT・APTT・Fbg・TTO・HpT・凝固因子（8 項目）であること。
- (コ) 合成基質の測定項目は，ATIII・PLG・APL・PC であること。
- (サ) 免疫の測定項目は，D ダイマー・FDP・FMC・PIC であること。
- (シ) LIS と接続が可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 全自動血液凝固測定装置 CN-6000

ク 多項目自動血球分析装置

血液または体液中の有形成分（赤血球、白血球、血小板等の細胞）をフローセル中で移動させ、電気インピーダンス、レーザー光の光散乱、又は染料結合により、血小板・赤血球・白血球等の分画細胞の計数・定量・同定・存在比率の解析やフラグging、及びヘモグロビンの測定をする機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 測定項目として、CBC; (WBC, RBC, HGB, HCT, MCV, MCH, MCHC, PLT, NRBC%#)、DIFF; (NEUT%#, LYMPH%#, MONO%#, EO%#, BASO%#), IPF (% #), HPC (% #)、IG (% #), 解析項目として、(RDW-SD, RDW-CV, PDW, MPV, PCT, P-LCR, HFR, MFR, LFR, IRF) を有しており、1 時間当たり 110 検体/台以上測定可能であること。
- (イ) ランダムディスクリット機能を有していること。
- (ウ) 所要検体吸引量は、88 μ l 以下であること。
- (エ) 使用光源は、半導体レーザーであること。
- (オ) 記憶検体は、100,000 検体以上であること。
- (カ) 体液測定モードを有しており、測定項目（リポータブル）として単核球・多核球の分類及び細胞総数（#）の測定が可能であること。
- (キ) 検体測定依頼情報を入力することにより、血液 8 項目及び解析 5 項目、白血球 5 分類、網赤血球数の測定及び塗抹標本染色までが、各分析装置の機能に合わせ、完全自動で行えること。
- (ク) 検体ラックを架設するだけでオーダーに従い自動で測定ができ、ルールに従い測定結果から判断して自動再検が可能であること。
- (ケ) 多項目自動血球計数装置、塗抹標本作成装置及びその他周辺装置（検体並び替え装置、検体保管装置）を搬送接続することにより、検体の自動搬送に加え、セットされた検体の測定や塗抹標本作製を完全自動で行えること。
- (コ) スタートアップ、精度管理を自動で行うスケジュール設定が可能な搬送ユニットを有すること。
- (サ) LIS と接続が可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 多項目自動血球分析装置 XR-20（2 台）/XR-10（2 台）

ケ 塗抹標本作成装置

血液形態学検査を行うための塗抹標本を作製する装置で、採血管からの試料吸引、スライドガラスへの塗抹および染色を自動化する機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 塗抹標本は、オーダー情報により検体識別番号等を自動的に印字可能であること。
- (イ) 血液像の塗抹標本をウェッジ方式で作製し、標本認識用情報の印字、染色、乾燥までの動作を自動的に行えること。
- (ウ) 2種類のスライドガラスをセットする機能を有し、使い分け可能であること。
- (エ) 染色方法は1枚ごとリアルタイム方式で、処理能力は装置あたり70スライド/時間以上であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 塗抹標本作成装置 SP-50

コ 検体保管装置

接続されているユニットから受け取ったサンプルラック上の検体を並び替えて収納し、空のサンプルラックを搬送ラインに返却する機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 収納ラックには検体を50本、収納エリア全体で600本まで収納可能であること。
- (イ) 引き出しトレイごとに収納ラック3ラックセット可能であること。
- (ウ) 収納エリアは最大30エリアまで区分け可能であること。
- (エ) 多項目自動血球分析装置の搬送装置と接続可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 検体保管装置 TA-01

サ 検体並び替え装置

接続されているユニットから取り込んだサンプルラック上の検体を装置内部に一時収納し、空のサンプルラックに並び替えて搬送ラインから搬出する機器であり、以下の要件を満たしていること。

- (ア) 接続されているユニットから取り込んだサンプルラック上の検体を装置内部に一時収納し、空のサンプルラックに並び替えて搬送ラインから搬出可能であること。
- (イ) 検体並び替え装置の外形寸法は、幅390mm、奥行き1150mm、高さ1545mm以内であること。
- (ウ) バッファエリアは、3つのエリアで構成され、エリアごとに20検体まで収納可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 検体並び替え装置 TS-01

シ バーコードターミナル

シャットダウンや精度管理試料の保管機能を有する機器であり，以下の要件を満たしていること。

- (ア) 指示操作により自動で精度管理物質を装置へ流し測定する，オート QC 機能を有すること。
- (イ) 指示操作により自動で洗浄液を装置に流して洗浄動作を行う，オートシャットダウン機能を有すること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 バーコードターミナル BT-50

ス 試薬調整装置

濃縮試薬を希釈し，本装置に接続された分析装置へ供給する機器であり，以下の要件を満たしていること。

- (ア) 濃縮試薬を RO 水で希釈し，使用濃度に希釈した後，複数台の分析装置へ供給可能であること。
- (イ) エラー履歴は最大 1,000 件まで記録可能であること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	シスメックス（株）製 試薬調整装置 RU-20

セ 純水製造装置（全自動血液凝固測定装置，多項目自動血球分析装置用）

水道水から純水を製造する機器であり，以下の要件を満たしていること。

- (ア) 全自動血液凝固測定装置への給水及び接続が可能であり，造水能力が 15L/時間以上，別置き 10L タンクを有していること。
- (イ) 多項目自動血球分析装置への給水及び接続が可能であり，造水能力が 40L/時間以上，内臓 20L タンクを有していること。

【例示製品】

NO.	製品名
1	東洋紡エンジニアリング（株）製 RO 純水製造装置 TRO-15SC（1 台）
2	東洋紡エンジニアリング（株）製 RO 純水製造装置 TRO-40SC（1 台）

6 設置条件（共通仕様）

- (1) 調達機器設置に係る対応(重機等)をはじめ、搬入・配線など設置調整費の全ての費用を含むこと。
- (2) 接続・調整に関する全ての費用(作業費・部材費等)を含めること。
- (3) 調達機器が正常稼働するために工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で整備対応すること。
- (4) 受注者は納品前に現地下見を発注者立会いの下行い、病院施設内の設備に不足がないことを確認し、不足があった場合には速やかにその旨を発注者に報告し、設備対応すること。
- (5) 調達機器の設置及び使用に際し、関係機関への届出が必要な調達機器においては、発注者へ報告し、届出に必要な項目を報告すること。
- (6) 調達機器の納入は発注者と協議し、指定場所に納入すること。
- (7) 調達機器の設置及び使用に際し、現行機器の移動が必要な場合は発注者へ報告し、敷地内の指定場所まで移動すること。

7 サポート・障害支援体制

- (1) 調達機器の取扱いに関しては、担当する職員等が技術を習得するまで十分な教育訓練を行うこと。
- (2) 調達機器に関する取扱説明書を紙媒体及び PDF データで発注者に提出すること。
- (3) 納入後一定期間は、当院職員の要請に基づき、機器稼動時に技術者を派遣立会いさせ、調達機器の稼動性能を確認するとともに当院職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は、状況により、発注者と協議すること。
- (4) 納入後の故障等に対しては、迅速な修復が可能な体制を有することとし、当該体制に関する資料を提出し発注者の了承を得ること。
- (5) 無償保証期間は、装置の納入検査日から 1 年間とする。
- (6) 無償保証期間中における定期点検費、人件費、作業費、出張費、修理部品費及び定期交換部品費等について、すべての費用を無償とすること。ただし、過失による故障や消耗品・事務用品を除く。
- (7) 調達機器に契約不適合があった場合は、発注者との協議により対応すること。
- (8) 仕様書に記載のない事項については、適宜、発注者との協議に応じること。

8 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

物品調達の入札における同等品の取扱いについて

平成29年12月18日
大崎市病院事業経営企画課契約係

仕様書に「同等品」による入札も可能とした旨の記載がある場合は、例示製品として記載されたメーカー名、製品名、型式による物品のほか、同等品の必要要件を満たす物品であれば、入札に参加することができます。

同等品による入札を希望する場合の取扱いについては、入札の適正化及び品質確保のため、次の手続きにより事前に同等品の確認を受けるものとします。

1 同等品の定義

仕様書に記載された同等品の必要要件を満たすものとします。

2 同等品の確認方法

- (1) 同等品による入札を希望する者は、入札公告又は指名通知書に示す質疑応答書の提出期限までに、メーカー名、製品名、型式を記載した質疑応答書及び仕様書に記載された同等品の必要要件を満たすことが確認できる資料（カタログ等）を、入札担当課に持参、郵送又はファクシミリで提出してください。

なお、質疑応答書の様式は大崎市病院事業ホームページ（<http://www.h-osaki.jp/>）からダウンロードできます。

ホーム → 入札・契約 → 入札・契約関係様式 → 質疑応答書【Wordファイル】

- (2) 同等品の確認に係る回答方法

ア 一般競争入札による場合は、上記2（1）で提出された書類を確認したうえで、同等品の選定可否に係る質疑応答書が大崎市病院事業ホームページに掲載します。掲載期間は入札公告に示す質疑応答書の閲覧期間と同様になります。

イ 指名競争入札による場合は、上記2（1）で提出された書類を確認したうえで、同等品の選定可否に係る質疑応答書を指名業者全てにファクシミリで送信します。

- (4) 既に他の入札希望者が同等品確認の期限までに確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品の確認手続きを省略して入札することができます。

3 積算内訳書の提出

例示製品又は同等品のいずれによる入札であるかを確認するため、積算内訳書の備考欄等に、メーカー名、製品名、型式を必ず明記してください。

4 留意事項

- (1) 同等品の確認を得ていない物品で、入札することはできません。落札後に確認を得

ていないことが判明した場合は、仕様書に記載された例示製品又は既に同等品として確認が得られている物品を納入していただきます。

- (2) 落札決定後から契約締結前において上記4(1)による納入ができない旨の申し出があった場合には入札を無効として落札決定を取消し、指名停止措置を科すことがあります。なお、この場合、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とする場合があります。
- (3) 契約締結後において上記4(1)による納入ができない旨の申し出があった場合には契約を解除し、違約金の徴収や指名停止の措置を科すことがあります。

5 適用範囲及び適用日

- (1) 当該取扱いは、物品調達の入札において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に仕様概要のみを定めている場合には適用されません。
- (2) 当該取扱いは、平成29年12月18日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札から適用します。

※ 当該取扱いについては、「見積合わせ」を含むものとします。この場合は、文中の「入札」を「見積」又は「見積合わせ」に、「入札公告」を「見積依頼通知書」に読み替えてください。また、同等品の確認に係る回答方法については、2(2)イに記載と同様の取扱いとなります。

参考明細書

生化学・免疫統合分析装置購入

件名	数量	単位	単価（円）	価格（円）	消費税 区 分	摘要
臨床化学自動分析装置	5	台			課税	
全自動化学発光免疫測定装置	3	台			課税	
検体搬送装置	一	式			課税	
分析装置管理装置	2	台			課税	
物品管理装置	3	台			課税	
純水製造装置(臨床化学分析装置用)	3	台			課税	
全自動血液凝固測定装置	2	台			課税	
多項目自動血球分析装置	4	台			課税	
塗抹標本作成装置	2	台			課税	
検体保管装置	1	台			課税	
検体並び替え装置	1	台			課税	
バーコードターミナル	1	台			課税	
試薬調整装置	2	台			課税	
純水製造装置(全自動血液凝固測定装置、多項目自動血球分析装置)	2	台			課税	
計（税抜）						
消費税額					適用税率	10.0%
計（税込）						